令和６年度産業廃棄物排出事業者等説明会資料の 23 頁【ケース３】（石綿含有建材を含む建築物解体）及び【ケース３解説】（石綿含有建材を含む建築物解体）を以下のとおり修正する。（下線部分が修正箇所）

<table>
<tr><th>正</th><th>誤</th></tr>
<tr>
<td>
【ケース3】
石綿含有建材を含む建築物解体

元請A社は、レベル3建材を含み、床面積の合計が80㎡以上の建築物解体を受託した。
解体に伴って発生したレベル3のがれき類と、解体作業で使用した作業着等を下請B社に処分場まで運搬させようとしている。

【ケース３　解説】
（石綿含有建材を含む建築物解体）

• 原則、建設工事に伴い生ずる廃棄物は、元請A社が排出事業者となり、自ら適正に処理又は、適正に処理委託する責任を負う。(法第21条の３)
• 下請B社がレベル３のがれき類を処分場まで運搬するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要。
(法第14条第１項)
• レベル３建材の解体作業で使用した作業着等は、石綿が付着しているおそれのあるものについては、付着した石綿を吸い取る又は拭き取ることが望ましく、それが難しい場合は石綿含有廃棄物が付着した廃棄物として、石綿含有廃棄物と同様に扱われる必要がある。

46
</td>
<td>
【ケース3】
石綿含有建材を含む建築物解体

元請A社は、レベル3建材を含み、床面積の合計が80㎡以上の建築物解体を受託した。
解体に伴って発生したレベル3のがれき類と、石綿除去作業で使用した作業着等を下請B社に処分場まで運搬させようとしている。

【ケース３　解説】
（石綿含有建材を含む建築物解体）

• 原則、建設工事に伴い生ずる廃棄物は、元請A社が排出事業者となり、自ら適正に処理又は、適正に処理委託する責任を負う。(法第21条の３)
• 下請B社がレベル３のがれき類を処分場まで運搬するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要。
(法第14条第１項)
• 石綿除去作業で使用した作業着等はレベルに関わらず特別管理産業廃棄物に該当する。
• 下請B社が運搬するためには特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可も必要。(法第14条の４第１項)

46
</td>
</tr>
</table>